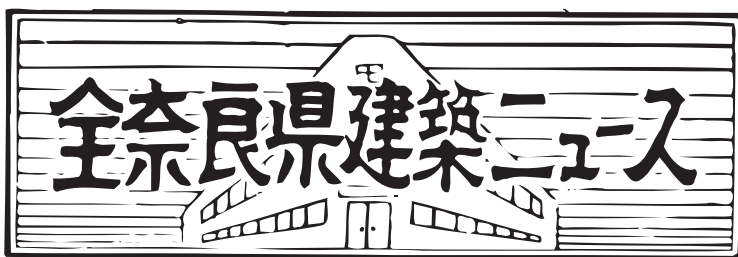


大会召集

1. 名称 奈良県建築労働協同組合 第77回定期大会
2. 日時 令和7年11月16日(日)・午前9時
3. 場所 組合本部会館



発行所
奈良県建築労働協同組合
橿原市小綱町9番8号
電話 (0744) 22-5115 (代)
FAX 22-9111
発行人 本部執行委員会
<http://www.narakenchiku.com>
access-mail@narakenchiku.com

皆さんのお力添えによって組合をさらに強固なものに
10月末組織数は2127名となり、前月より5名の減少！
9～10月の組織拡大月間中の新規加入者は15名。

拡大目標105名は到達できませんでしたが、今年度の新規加入者は79名となりました。各支部の工夫を凝らした拡大運動と仲間一人ひとりの努力によって得られた成果です。組織拡大運動にご協力ありがとうございました。

新規加入者目標達成支部

新規加入者拡大目標		
	目標(名)	新加入者(名)
都 祁	1	1
斑 鳩	1	3
田原本	2	2
桜 井	4	11
香 芝	3	4
宇 陀	2	6
五 條	3	3
川 上	1	1

各支部では新規加入者目標を打ち立て、この1年間(R6年11月～R7年10月)奮闘してきました。その目標を達成した支部は都祁支部はじめ8支部となりました。

拡大運動の推進には未加入者の掘り起こしが欠かせません。そのためには仲間の横のつながりと協力が大きなカギを握っています。

拡大運動は支部役員だけでなく、仲間全員が組織拡大強化の重要性を認識して取り組む必要があります。

現場等で未加入者がいれば「組合の仲間に入らへんか」「未加入者を紹介して」と、ひと声お掛けください。そして、今後も仲間のつながりを最大限に活かし、現場での加入促進を粘り強く展開していきましょう。

香芝支部 秋の組織拡大行動

9月16日に支部三役と分会長、青年部部長の6名で組織拡大行動を実施しました。午後1時半頃から30度以上の気温の中、2班に分かれて五位堂、下田地区と二上、志都美地区に車を出しました。

住販メーカーの現場や事務所、作業場の訪問をお願いしパンフレット、ポスター、ティッシュ、紹介カードを渡しました。熱中症対策を兼ねて500mlのペットボトルと香芝支部のタオルを付けて下田と五位堂校区では支部事務所北での新規開発現場に寄りました。

以前から10件ほど建物が増え、その中で工事中の組合員仲間の工務店さんの現場クロス屋さん2名に声掛けして、組合パンフ・紹介者カード等をセットし手渡し組合加入のメリット等説明をしました。良福寺の阿日寺では門屋の作業をしている大工さん2名と木材屋さん1名にグッズを手渡しして組合加入者の紹介をお願いしました。

その他延べ7現場13名ほどにお声をかけ体調に気を付け作業してください。労災以外の傷病には中建国保という頼りになる保険がありますので是非加入を勧めてください。

ビバホーム橿原店で第7弾の朝宣伝 地道な活動で仲間増やしに奮闘

春から実践してきた朝宣伝行動も最後の7回目となり、10月10日(金)の朝7時30分から9時までビバホーム橿原店において、桜井支部の福岡支部長さん、笠谷さん、榎原支部の浅岡支部長さん、瀬川さん、花岡さん、森本さん、そして本部の松井書記長、松田、中西、横谷書記が参加して朝宣伝行動を実施しました。

建築資材を購入するために来店された建築職人約40人に声を掛け、「建築組合です。労災や健康保険を取り扱っています。ぜひ組合加入」と組合パンフやティッシュを手渡しました。

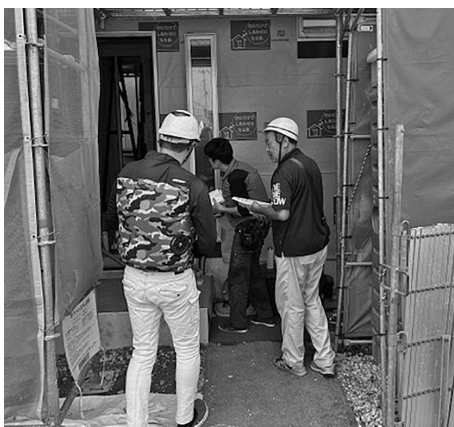
建築組合を知ってもらう上では小さなきっかけかも知れませんが、行動を積み重ねていくことで今後の大きな成果に繋がると信じています。宣伝物を現場等で使用してもらうことによって組合の名が広まれば良いなとも思います。

各店舗を巡回する形で各支部役員さんの連帯と協力によりまして、7回の朝宣伝で約400名の建築職人へPRができました。即、加入につながることはありませんが、未加入者への啓発を図る意味では良かったのではないかと考えます。

(本部書記 中西記)



組合パンフを手渡す役員さん



訪問現場には組合ポスター貼付のご協力

とお願ひしました。解体現場に居た職人さんには「建築組合ですが何か困っていることはありませんか？」と話しかけながら、グッズとタオルとペットボトルを渡したところ、「こんなものまで頂いていいんですか？」と外国人労働者がオペの日本人監督に話すのが聞こえました。

大変喜んでくれた事で足取りも軽くなり次の現場を探して廻りました。建材店と機械販売店にもより「前からの古いポスターを新しいのに変えてください。」と渡し「新規加入者の紹介も頼みます。」と声掛けしました。

今後も地道な活動と仲間と組織づくりを目標として活動していきますので、本日活動に参加いただいた皆さんにお礼を言いながら一名でも組合加入者に繋がるよう祈り解散しました。

(支部長 和田全示記)

木造戸建の大規模なリフォームは建築確認手続きが必要になります

2022（令和4）年6月に公布された『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』（令和4年法律第69号）により、建築確認手続きの対象の見直しが行われます。

① 建築確認手続きの対象となります

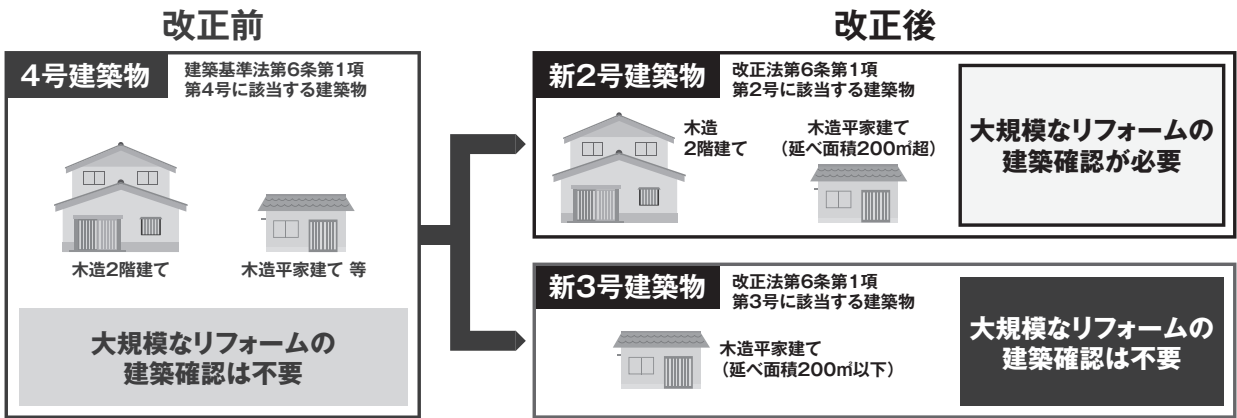
二階建ての木造戸建等で行われる大規模なリフォーム※¹で、2025年4月以降に工事に着手するものは、事前に建築確認手続き※²が必要となります。

キッチンやトイレ、浴室等の水回りのリフォームや、バリアフリー化のための手摺やスロープの設置工事は手続き不要※³です。

※1：建築基準法の大規模の修繕・模様替にあたるもので、建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根または階段）の一種以上について行う過半の改修等を指します。例えば、階段の架け替え工事や屋根の全面的な改修等は該当しますが、屋根や壁の仕上げ材のみの改修等は該当しません。

※2：建築確認手続きは、工事に着手する前に手続きを終える必要があります。また、現行法に適合していない箇所があれば別途適合させる工事が必要な場合があります。

※3：工事内容によっては大規模なリフォームに該当する場合があるので、建築主事または指定確認検査機関へご相談ください。



② 建築士による設計・工事監理が必要です

延べ面積が100㎡を超える建築物※⁴で、大規模なリフォームを行う場合は、建築士による設計・工事監理が必要です。（建築基準法第5条の6の規定による） ※4：建築士法第3条の2及び第3条の3の規定により、都道府県が別途延べ面積等を定めている場合があります。

詳細はこちら ■大規模なリフォームについて

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_kijunhou0001.html

建築基準法改正 建築確認



法人になっても中建国保で 健保適用除外は国が定めた制度

国土交通省では、建設業における人材確保と、公平で健全な競争環境の構築を目的に、社会保険未加入対策を進めています。社会保険とは、一般的に「健康保険・厚生年金・雇用保険」の3つがあげられます。このうち健康保険については「中建国保に加入しているが大丈夫か？」という問合せを受けることがあります。

全ての法人事業所と従業員5人以上の個人事業所は、法律により「協会けんぽ」と「厚生年金」への加入が義務付けられています。

しかし、すでに中建国保に加入している組合員さんは「健保適用除外承認申請を行い、承認を受けることで、健康保険は中建国保に残ったままで、年金だけを厚生年金とすることが可能です。これは国が認めている制度で建設業許可申請や経営事項審査においても「保険加入」の扱いとなり「適法」です。

また、適用除外の承認を受けた事業所が従業員を新たに雇用する場合も「健康保険適用除外承認申請」を行い、承認を受けることで厚生年金と中建国保の組み合わせで加入することができます。

しかし、元請や上位企業、社労士の指導では、健保適用除外により建設国保に加入している仲間に対し、「建設国保は社会保険未適用である」との誤った認識により、協会けんぽへの加入指導が行われている事例がありますのでご注意ください。

なお、常勤労働者が5人未満の個人事業所は「協会けんぽ」に加入する必要はなく、中建国保のままで問題ありません。

これから法人設立を検討している方、
設立が決まったらすぐに組合に連絡を

あらたに法人事業所を設立したり、すでに健保適用除外の承認を受けている事業所が常勤労働者を雇用した場合でも「適用除外」の手続きが必要です。事由発生の日から14日以内に事業所所在地を所管する年金事務所に申請しなければなりません。

手続きが遅れた場合、中建国保の資格を失うこともありますのでご注意ください。

◆あなたはどこに該当しますが、ご確認ください！

		健康保険		年 金	雇用保険
		協会けんぽ	建設国保 (適用除外申請)	厚生年金	雇用保険
A	法人事業所			◎	◎
B	個人事業所 (従業員5人以上)	◎	◎	◎	◎
C	個人事業所 (従業員5人未満)	○	○	○	◎
D	一人親方	○	○	○	加入義務なし (入れません)

◎は社会保険の強制適用事業所。
上記のとおり加入していれば
適正な加入となります。

ご注意！

健保適用除外をしている事業所は適法です。
上位企業や自治体からおかしいと言われたら
組合にご相談を！

「合格祝い金」 & 「資格取得報奨金制度」
交付申請を忘れずに！

全建総連の「資格取得報奨金制度」

- ◎支給条件（支給対象者）
※受検（験）及び受講時、支給時に組合員であること。
※資格取得日が平成30年4月1日以降で、新規に資格取得された方。
- ◎対象資格と支給金額
- 区分1 10,000円
一級建築士、設備設計建築士、構造設計建築士、一級施工管理技士、
一級技能士、第一種電気工事士、電気主任技術者（一、二種）、
電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、登録基幹技能者
- 区分2 5,000円
二級建築士、木造建築士、二級施工管理技士、二級技能士、
第二種電気工事士、電気主任技術者（三種）、電気通信工事担任者、
職業訓練指導員免許
- 区分3 2,000円 / 作業主任者
足場の組立て等、木造建築物組立て等、有機溶剤、石綿、ガス溶接、
鉄骨組立て、土止め、地山掘削、型枠支保工、木材加工用機械など。
※玉掛、高所作業、車両系建設は対象外。

組合の「合格祝い金」

- ◎対象資格 技能検定合格者ならびに技能講習（作業主任者）修了者
◎助成金額 3,000円
◎交付対象者 組合加入後に資格取得、かつH24年3月1日以降に合格（修了）された方
- ◎共通した書類と提出方法
・申請書 申請書はFAXにて送付させていただきます。
・添付書類 資格取得を証明する書類（合格証書、合格通知書、資格証明書、修了証の写し、認印）
・身分証明 運転免許証など
・提出方法 組合本部までご持参または郵送して下さい。
- ◎支給方法 組合本部窓口にて支給
- （例）2級技能士合格の場合、組合3千円・全建総連5千円 計8千円
作業主任者修了の場合、組合3千円・全建総連2千円 計5千円

奈良	122
生駒	170
山添	29
都祁	12
郡山	51
斑鳩	43
天理	156
東宇陀	16
田原本	70
北葛	286
桜井	127
香芝	99
宇陀	123
橿原	453
菟田野	41
東吉野	18
御所	80
吉野	50
中吉野	56
五条	92
川上	10
西吉野	6
天川	2
十津川	12
下北山	3
合計	2127

『先月より5名減』

組合員 2、127名
支部組織人員（令和7年10月20日現在）

ようこそ
組合の仲間へ

令和7年10月新加入（敬称略）

支部	氏名	年令	職種	紹介者
郡山	吉川 顕	35	リフォーム業	田原 裕起
田原本	梶井 隆彦	48	大工	再加入のためなし
北葛	岡 信弘	51	工務店・設計	高谷 全彦
北葛	杉岡多加子	45	板金事務	河村 健男
川上	松本 和啓	50	建具	山谷 弘

心からご冥福をお祈りいたします
亡くなられた仲間

令和7年10月死亡

御所支部	垣本 初夫氏	大工（87歳）
郡山支部	堀内 博氏	大工（69歳）

仲間の声を機関紙に
みなさんからの投稿記事を
お待ちしております。



- 申込みは労働基準協会並びに建災防奈良県支部まで
お問合せ下さい。
基準協会や建災防ホームページでも確認できます。
- ◎建設業労働災害防止協会主催
問合せ先 0742-2213345
- ◎足場の組立て等作業主任者技能講習
学科 R8年1月14日～15日
学科 R8年1月27日～28日
- ◎石綿作業主任者技能講習
学科 R8年1月27日～28日
- ◎フルハーネス型安全帯使用特別教育
学科 12月16日
- ◎工作物石綿事前調査者講習
学科 11月27日～28日
- ◎玉掛け技能講習
学科 11月20日～21日（組本） 実技 11月25日
学科 12月18日～19日（組本） 実技 12月22日
- ◎有機溶剤作業主任者技能講習
学科 R8年1月28日～29日
- ◎奈良県労働基準協会主催
問合せ先 0742-13612040

各種試験・技能講習のご案内
奈良県労働基準協会や建災防奈良県支部では
各種技能講習会をおこなっています。
※（組本）は組合本部が会場



今月の労災事故件数

（令和7年9月21日～

令和7年10月20日まで）

一人親方0件／一括有期8件

項目	一人親方	一括有期		合計
		職人	業主	
1. 墜落・転落	0	0	2	2
2. 転倒	0	0	0	0
3. 飛来・落下	0	2	0	2
4. 電動工具	0	1	0	1
5. 切れ・擦れ	0	2	0	2
6. 踏み抜き	0	0	0	0
7. 破壊・倒壊	0	0	0	0
8. 動作の反動・無理な動作	0	0	0	0
9. 交通事故	0	0	0	0
10. その他（激突・感電等）	0	1	0	1
合計	0	6	2	8

情報コーナー

菟田野支部 まちづくりイベント
「輝けうたの！」に参加

9月21日(日)、菟田野古市場の奈良カエデの郷ひららで「輝けうたの！」が開催され、手づくり体験のカテゴリで出店してきました。

従来は木製プランター制作をメインにしていたのですが、今回は



恐竜模型の販売と組立てています



イベントに参加協力された仲間の皆さん

ことができません。それを使った各種小物入れや、貯金箱、日本地図、奈良県地図のジグソーパズル、目玉の恐竜模型2種類を販売と組立補助を行いました。10体ずつ作った恐竜は見本に組み立てたもので完売し、準備の苦労

も報われました。旧宇太小学校の職員室だった部屋をお借りしましたが、同室にヒノキのゴルフボール大の球を満載したボールプールがあり、終日子どもたちの黄色い歓声の中で過ごしましたが、少子化の昨今、喜ばしい光景とは思いうものの正直ものすごく疲れました。

モノづくりの楽しさを皆さんに知ってもらいたいと企画したブースでしたが、一番楽しんだのは私だったかもしれません。(支部長 水分敦弘 記)

山添支部 目帰りの研修旅行は大阪・関西万博へ
最先端技術を体感できました

山添支部(組合長・大谷敏治)は、9月16日(火)に恒例の日帰り研修旅行を大阪・関西万博で実施し組合員とその家族合わせて17名が参加しました。予約の取れた人気パビリオン「日本館」他、興味深く見学し見聞と親睦を広げました。

日本館の最大の特徴は円を描くように立ち並ぶ無数の「木の板」。その隙間からは内部を垣間見ることができました。中と外、展示と建築の連続によって日本館のテーマにもある「あいだ」を来場者が意識するきっかけをもたらします。

短い時間ではありましたが、「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマを揚げ、世界中からたくさんの人やモノが集まった万博会場で、地球規模のさまざまな課題に取り組むために、世界各地から英知が集まる場であることを実感しました。「未来社会の実験場」という



17名の仲間が参加し親睦をはかる

菟田野支部 支部会館の草刈奉仕活動
こうした連帯行動が支部の結束に!

10月5日(日曜日)午前8時より秋空の下、支部3役含む計9名の参加で、支部組合会館周辺の草刈り奉仕を行いました。

当日は役員さんの中に、地元草刈り奉仕や秋祭りに向けての作業と重なるという事で、朝早くに草刈り奉



草刈り奉仕後の役員会議

仕を前もってやって頂けました。我々が定時に参加した時にはほぼ刈っ

ていて下さった状況でありました。(笑)

組合内事業所でも重大災害が多発しています。
スレート屋根、梁からの転落事故が連続。

保護帽や安全帯着用・足場の設置などを順守し、安全作業に従事してください。

元請現場で労働者を1人でも雇用している事業主は、一括有期労災に加入を!

下請の職人がケガした場合にも、事業主の責任となります。

費用徴収制度

(1)労災保険に加入せずに、労働者が労働災害を発生した場合、ケガが治癒するまでの治療費や休業補償等については一切補償しなかりません。

なお、労働災害後に労災保険に加入した場合には、災害に遭われた労働者やその遺族には労災保険は給付されます。ただ、「事業主」に対しては、「給付された金額の100%又は40%を徴収される厳しい罰則」があります。

(2)事業主の故意又は重大な過失によって発生した業務災害で保険給付を行った場合には、事業主の注意を促すため、その保険給付に要した費用の一部を事業主から徴収することとなっています。

この場合、保険給付額の30%が費用徴収となります。

※費用徴収の対象となるのは、休業補償給付・障害補償給付・遺族補償給付・傷病補償年金・葬祭料のうち療養開始後3年間に支給されるもの。

重大事故や死亡災害が発生してから労災保険に加入しておけば良かった、安全衛生管理や墜転落防止対策を徹底しておけば良かったでは遅すぎます。

一事業主の力ではとても対処することは出来ません。

中建国保のホームページを
ご活用ください。

保険料シミュレーション

所属の支部、保険料種別、家族数に応じた、月ごとの保険料が簡単な質問に答えるだけでわかります。QRコードを読み取るとスマートフォン専用ページを見ることができます。

<http://www.chuken.or.jp>



コンセプトのとおり、最先端技術を体感し未来に想いを馳せる研修でした。

(副組合長 大谷勝司 記)